

# 令和2年度第4回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年7月9日(木) 午後1時30分から午後3時48分

2. 開催場所 鳥取市役所駅南庁舎 地階 第5会議室  
負担水準

3. 出席委員 (21名)

会長	3番	濱田香	会長職務代理者	9番	田淵緑
委員	1番	家根宗継	委員	15番	山口三子夫
〃	2番	川上信温	〃	17番	加藤修
〃	4番	谷口伸樹	〃	18番	柳田和廣
〃	5番	小林一	〃	19番	田中和美
〃	6番	大西淳	〃	20番	村田幸範
〃	7番	石谷隆	〃	21番	福安修
〃	10番	建部憲二	〃	22番	砂川重雄
〃	11番	小林勉	〃	23番	福田収彦
〃	12番	猪口実	〃	24番	安東和彦
〃	13番	岩永正司			

4. 欠席委員 (3名)

委員	8番	山田準二	委員	16番	福田淳一郎
〃	14番	香川恵			

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第20号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第21号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第22号	非農地証明について
議案第23号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第24号	鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (3) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について
- (4) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (5) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

6. 事務局 谷口局長 蜂谷局長補佐 堀係長 坂本主任 川口主事 西村(会)

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
議長	<p>定刻になりましたので、ただ今から、令和2年度第4回農業委員会総会を開会します。まず、定足数の確認をします。農業委員24名中、現在21名の出席ですので、会議は成立しております。</p> <p>次に、議事録署名委員には、20番 村田委員、21番 福安委員を指名します。では、議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第20号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>整理番号10番につきましては、河原町釜口地内の畑1筆、82㎡を売買により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地までの距離は住所地から4km以内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われまます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われまます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は209アールとなり、要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われまます。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
谷口伸委員	申請地の面積は82㎡です。譲受人が譲渡人の農地を買われるということです。農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。岩永委員どうぞ。
岩永委員	譲受人は、住所地から申請地までトラクターでトコトコ行く予定なのでしょうか。それとも、トラクターに交代していくのでしょうか。
谷口伸委員	この場合は、多分、住所地から申請地までトラクターで行くという話ですが、譲受人の実家が申請地の近くにあります。
岩永委員	農業用機械は、実家の方にあるということでしょうか。
議長	そうです。実家の方にトラクターがあります。
議長	その他、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号10番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号11番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>整理番号11番につきましては、大桒地内の田2筆、畑2筆、合計6,862.88㎡を贈与により所有権移転するものです。 申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、 譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地と同じ集落内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、 申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、 申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は157アールとなり、要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、 申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号(農地所有適格法人要件)、同第3号(信託の引受けの禁止)及び同第6号(転貸または質入れの禁止)には該当しません。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
加 藤 委 員	<p>譲渡人のお父さんは、すごく元気のある人ですが、早く、息子の方に責任を持って農業を引き継ぎたいということで、今回、贈与という形で譲りたいとの話でした。農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号11番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号12番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>整理番号12番につきましては、嶋地内の畑3筆、319.56㎡を売買により所有権移転するものです。 申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、 譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から2km以内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、</p>

	<p>保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は88アールとなり、要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
加藤委員	申請地は、転用可能な土地でして、隣の宅地と同じ所有者でしたが、宅地の方だけ売買されました。（農地法の許可が下りないので）畑の方は買えませんでした。近所の方に聞いたところ、（実際は）両方とも同じ所有者へ売ったという話を聞きました。登記が出来ない関係で、（代わりに）3条申請があったのではないかと思います。そのため、申請を取り下げてもらおうように譲受人にその旨を伝えましたが、それでも取り下げないということで、議案として上がっております。転用されるのではと危惧しております。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 岩永委員どうぞ。
岩永委員	不許可にする場合、どういう理由にするか事務局の意見を伺いたいと思います。
事務局	事務局としては、特に問題がないものとして申請を受理しましたが、その後、加藤委員さん達と現地確認していく中で、転用するかもしれないとの情報が入りました。一部、隣接地と境界が分からなくなっているような所もありまして、事務局としては、今後、転用されるのではと危惧しております。譲受人に確認して、本当に農業をするということを言われていましたが、委員の皆様が転用される可能性が高いと判断されるのであれば、不許可にすることもやむを得ないと思います。
小林勉委員	地元の委員は、どう考えているのか。
加藤委員	僕の考えでは、転用してから売買すれば良いと思います。いずれ転用されると思います。と言うのは、（申請地の）3分の1くらいを埋めておられます。ちょっと順序が違うのではないかと思います。
議長	譲受人が5条申請して転用する方法もあると知っておられますか。
事務局	事務局としては、譲受人に対して転用する手続きもありますと言ってみましたが、本当に農業されると断言されました。先ほど、加藤委員より話がありましたが、一部埋め立てられておられるということがありまして、一度、農地復元をしてもらわなければならないかもしれないと伝えたところ、そこは、車を止めるスペースなので復元できないと言われました。
議長	建部委員どうぞ。
建部委員	今、聞いたら先行投資されておられますが、違反転用しており、担当委員も反対してお

		って、まず、田に戻してもらってからスタートでないといけないと思います。
議 長		営農のために必要な車を置く場所として、土で埋めたりすることはどうなのでしょう。駐車場のために土で埋めることは、法的に抵触するのでしょうか。
事 務 局		通常、農地に車を止めることはあると思いますので、必要最小限であれば可能ではないかと思います。
議 長		加藤委員どうぞ。
加 藤 委 員		申請地の隣接地を買われた方は、近所にかかなりの数の駐車場を借りておられます。今回、買われた宅地の方では、駐車場が少なく止めることができません。ですので、駐車場に転用される可能性が高いので、それは違うのではないかと思います。反対ということではないですけど、本当に畑に使われるのなら良いと思いますが、1年か2年の内に転用されるのでしたら、問題があると思います。
議 長		加藤委員のおっしゃる通りだと思います。農地として3条申請をしてすぐに転用するのは、法的に問題があります。駐車場で使いたいという希望であれば、農地法に適した申請をしてもらうという方法があると思いますが、皆さんの意見を伺いたいと思います。
建 部 委 員		売買の話なので、売る前に更地（田）の状態にして売買をすれば問題ないと思います。そこで、駐車場にするなら駐車場にする、農地法に基づいてやってください。
議 長		その他意見はございますか。
事 務 局		話の整理をさせてください。まず、1点目。今回出ている農地というのは、どこかが買ったという宅地の話ではなく、その横の農地の話というのが1点。 なおかつ、造成をされているというのが、ご本人さん曰く営農のために車1台のスペース、軽トラを止められるくらいのスペースに砂利が敷いてありますよ。もう少しありますか。2台分くらい。ですので、そういった駐車場スペースをどう見るのかということもありますが、基本的には農地で売買ということになると、後で転用される可能性があるということだけでは難しいですが、本人がどうしても営農される。ただ、転用される恐れがある。そんなことは信用できないということであれば、皆さんの判断ということに基本的にはなるかと思います。今の現状は、そういう状況であると皆さんが共通認識していただいて、いろんなご意見を出していただいて審議していただければと思います。 先ほど言われたように、一旦、農地に復元してという方法が通るかどうかは分かりませんが、審議の話なので、通るという話でもないし、あくまでも3条で農地を農地として利用するという審議を皆様でしていただければと思います。よろしくをお願いします。
議 長		小林一委員どうぞ。
小 林 一 委 員		今、言われた通りだと思います。農地法第3条は、農地を農地として譲渡する。農業的利用するというのが大前提である訳でして、今の所、譲渡すべき土地が条件として欠こうとしている、あるいは、純然たる農地としては見做せないという状況にある訳で、農地法第3条の要件を満たさないということで判断できるのではないかと思います。4条あるいは5条での申請は別個の問題です。ここでは、第3条申請について限定して審議すべきだと思います。
議 長		建部委員どうぞ。
建 部 委 員		ここは、違反転用しているでしょ。車が1台分止められるような。田ではなく、違反転用しているところを売買しようとしているのですよ。その辺どうなんですか。違反転用したら罰金がありますよ。禁固刑とか。それには当たらないんですか。事務局。

事務局	譲受人に確認しましたが、現在の所有者の時からそのような状態になっているということでした。譲受人が違反されたわけではありません。
事務局	今、建部委員さんが言われたのは、違反転用されているんでしょ。それは、端からダメでしょというお話ですし、実際、車1台程度を止められるだけのスペースで営農を行うために、そこがこれまでそのように使われていたというのであれば、違反転用というのは微妙な気がするんですけど。地上げしているのであれば、戻すのが本来だと思います。
建部委員	やっぱり埋めるのであれば、農業委員会（事務局）とか担当農業委員に相談してから埋めるのであれば。違反転用ですよ。今、みんなが大目に見ているけど、それで20年経ったら非農地証明。もうちょっと、違反転用を考えないといけませんですよ。どうでしょうか。
議長	加藤委員どうですか。
加藤委員	自分の意見としては、建部委員の言う通り、畑の状態に戻されて所有権移転したいというのであれば、許可すれば良いと思います。今の、一部違反転用されている状態で、木の腐ったようなものも置いてあります。畑として使うのは、条件として合っていないと思います。畑として使う条件に合っていればいいんですけど、一番、心配するのは、譲受人が嶋地区の人ではないのです。地区の方が心配されているのです。許可しなければいいのではなく、許可する条件を出して欲しいのです。それだけです。
議長	加藤委員が、違反転用がある、また、耕作するには適していないと言ったのを聞いておられると思いますが、以上の意見を聴かれて、皆さんの判断をお聞きしたいと思います。
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号12番について、原案のとおり決定することに賛成する方は手を挙げてください。手を挙げる方はいらっしゃいません。よって、本案は不許可ということで決定しました。
議長	続きまして整理番号13番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号13番につきましては、生山地内の畑1筆、150㎡を売買により所有権移転するものです。 申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。 農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、 譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から1km以内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われまます。 次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、 申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われまます。 次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、 申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は60アールとなり、要件を満たしております。 最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、 申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われまます。 なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。 以上で説明を終わります。

議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
村 田 委 員	面積はわずかなものですが、西側に道路の先に50cm程の水路がございまして、現地を見た時には、さくらんぼが植えてありました。 農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございせんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号13番について、原案のとおり決定することにご異議ございせんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号14番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号14番につきましては、佐治町大井地内の田1筆、1,216㎡を売買により所有権移転するものです。 申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。 農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、 譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地と同じ集落内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われます。 次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、 申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われます。 次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、 申請地の下限面積30アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は149アールとなり、要件を満たしております。 最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、 申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。 なお、農地法第3条第2項第2号(農地所有適格法人要件)、同第3号(信託の引受けの禁止)及び同第6号(転貸または質入れの禁止)には該当しません。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
福 安 委 員	申請地は譲受人の住所と隣り合わせの農地です。水田として利用されておりますが、これからも水田として利用していくということで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございせんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号14番について、原案のとおり決定することにご異議ございせんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

	<p>続きまして整理番号15番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号15番につきましては、湖山町西四丁目地内の畑3筆、合計1,585㎡を売買により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から2km以内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積30アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は41アールとなり、要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
議長	<p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
川上委員	<p>譲受人は、親御さんが高齢のため、10年前に県外から戻ってきて農業を継いでおられます。現在は主にイチゴを栽培しておられます。譲受人は、所有する農地にハウスを三棟建てておられます。これの右隣と左隣に申請地があります。譲受人は経営の規模拡大を希望されています。</p> <p>譲受人も一生懸命耕作されておられますし、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。</p>
議長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号15番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号16番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号16番につきましては、河原町水根地内の畑1筆、271㎡を売買により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地と同じ集落に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保</p>

	<p>有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は188アールとなり、要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
猪 口 委 員	<p>譲渡人は、現在、家を出ておられるようです。申請地は譲受人の家の隣となり、草がボーボーなので、譲渡した方が農地の維持ができると思われます。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。</p>
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>整理番号16番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>では議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案第21号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>整理番号19番につきましては、駐車場を転用目的とするものです。</p> <p>申請地は、古海地内の田1筆、1,391㎡です。農地区分は、第1種農地、集団農地に該当し、許可根拠は、既存施設の拡張です。</p> <p>申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。</p> <p>申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
家 根 委 員	<p>担当推進委員と現地確認しました。申請地は古海工業団地の南側にあり、昨年まで水田として作付されておりました。隣接地を建築資材置場として所有している業者が駐車場として譲り受けるというものです。譲受人は法令も遵守すると言っておりますし、近隣の同意書もあります。チェックシートによって確認いたしましたが、転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。</p>
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号19番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号20番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>整理番号20番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。 申請地は、河原町水根地内の畑1筆、146㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
猪 口 委 員	<p>担当推進委員と現地確認しました。申請地は遊休農地であり、段々畑で農機具も入れない状況なので、譲受人が分家として住宅を建築したいというものです。チェックシートによって確認いたしましたが、転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号20番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号21番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>整理番号21番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。 申請地は、里仁地内の田1筆、545㎡のうち293.81㎡です。農地区分は、第3種農地、管理設道路沿道の区域に該当し、周囲500m以内に耳鼻咽喉科および、さとに保育園が位置しています。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、担当農業委員が欠席ですので、代わりに推進委員からの報告をお願いします。</p>
森推進委員	<p>担当農業委員と現地確認しました。申請地は譲渡人の住宅敷地であり、娘夫婦の住宅を建築するというものです。チェックシートによって確認いたしましたが、転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>

議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号 21 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では議案第 22 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 22 号非農地証明について説明します。 整理番号 38 番の申請地は、河原町徳吉地内の畑 2 筆、合計 259 m <sup>2</sup> です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から 20 年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
谷口伸委員	6 月 30 日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請人は市外在住であり、申請地の現況は、住宅が建築され、宅地として使用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から 20 年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号 38 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号 39 番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号 39 番の申請地は、福部町海土地内の畑 1 筆、76 m <sup>2</sup> です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
事 務 局	担当の香川農業委員は本日欠席であり、伝言を預かっておりますので、事務局が代理で報告させていただきます。 「7 月 6 日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、耕作放棄され雑草が繁茂するなど、雑種地となっております。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。」とのことです。 報告は以上です。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号 39 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号 40 番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局	整理番号40番の申請地は、河原町釜口地内の田1筆、49㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
谷口伸委員	6月30日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、車庫が建築され、宅地として使用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号40番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号41番は整理番号42番と関連していますので一括して審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号41番の申請地は、田島地内の畑2筆、合計743㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 整理番号42番の申請地は、田島地内の畑2筆、合計721㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
会長職務代理者	では、担当農業委員の報告をお願いします。
濱田委員	7月7日に事務局と現地確認しました。申請地の現況は、店舗敷地および駐車場として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号41番および42番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号43番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号43番の申請地は、行徳一丁目地内の田1筆、499㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当農業委員の報告をお願いします。

岩永委員	7月7日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、隣接地と一体的に駐車場として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号43番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号44番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号44番の申請地は、賀露町南一丁目地内の畑1筆、252㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
川上委員	6月29日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、住宅が建築され、宅地として使用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号44番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号45番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号45番の申請地は、桂見地内の畑1筆、559㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当農業委員は本日欠席のため、担当推進委員の報告をお願いします。
森委員	6月29日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。以前は梨を栽培されておりましたが、申請地の現況は、耕作放棄され山林化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号45番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号46番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号46番の申請地は、青谷町露谷地内の畑3筆、合計190㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
石 谷 委 員	6月29日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、庭木が植えられているなど、隣接の宅地と一体的に住宅敷地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号46番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号47番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号47番の申請地は、玉津地内の畑2筆、合計1,487㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
建 部 委 員	6月29日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、竹が繁茂し山林化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号47番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号48番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号48番の申請地は、卯垣三丁目地内の田1筆、271㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
岩 永 委 員	7月7日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。以前に住宅敷地として利用されておりましたが、申請地の現況は、建物が取り壊され、雑種地となっております。

		人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号48番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号49番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局		整理番号49番の申請地は、河原町袋河原地内の畑1筆、27㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議	長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
谷口伸委員		6月30日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、申請地周辺も含めて墓地として使用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号49番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号50番は整理番号51番と関連していますので一括して審議します。事務局の説明を求めます。
事務局		整理番号50番の申請地は、気高町八幡地内の畑1筆、835㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 整理番号51番の申請地は、気高町八束水地内の畑6筆、合計5,286㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議	長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
田中和委員		7月7日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地周辺には太陽光発電施設があり、申請地の現況は、雑木が繁茂し原野化しているほか、工事用通路として利用されるなど雑種地となっております。今後、申請地周辺では開発行為が進み、農地として利用できない区域になってしまうのではないかと懸念されます。このような問題はどの地域でも起こりうる話であり、個人的な思いですが、農地ではなくなった土地での開発行為に関して、何もできない農業委員会に不満を持っております。担当委員としては、承認の可否を判断できません。
議	長	本日は担当推進委員も出席しているため、意見等があれば発言をお願いします。

浜 辺 委 員	担当農業委員の報告のとおりで、農地ではなくなった土地での開発行為を止める手立が何かあれば、教えていただきたいと思います。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。
建 部 委 員	申請地周辺では、このような状況であっても承認してきた経緯があるのではないかと。
議 長	申請地周辺も含めて、20年以上耕作されていないようで、農地パトロールでは平成26年頃より再生利用が困難と見込まれるB分類農地として判定しています。
田中和委員	現時点だけでも非農地証明が承認された案件をすべて合わせると相当な面積になります。このままではB分類農地がすべて事業用地になってしまうのではないかと。鳥取市農業委員会としての方向性を整理してから審議すべきだと思いますし、進行していく開発行為を黙認したくありませんので、本件は保留にさせていただきたいと思います。
議 長	本来であれば、B分類農地は非農地通知を発出すべきものであり、今後は他市の事例を参考にしながら非農地通知発出作業を進めている最中です。
田中和委員	B分類農地として判定するのは、現況が山林原野になっている土地はやむを得ないという考え方が基本になっていると思います。申請地周辺も含めて、灌水設備のある砂畑であるにも関わらず、B分類農地として判定されています。
議 長	申請地周辺も含めて、農地復元および灌水設備の再整備が可能であり、担い手も確保でき、耕作が再開できる状況にある地域なのかどうなのかということで判断したいと思います。
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 可否を決するにあたり挙手をもって採決いたします。 整理番号50番および51番について、賛成の方は挙手を願います。
議 長	賛成多数と認め、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号52番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号52番の申請地は、桂木地内の畑1筆、122㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
村 田 委 員	7月7日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地は同じ所有者の宅地や、山林に隣接しており、申請地の現況は、雑草・灌木が繁茂し原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号52番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号53番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局	<p>整理番号53番の申請地は、鹿野町今市地内の田1筆、畑5筆、合計2,323.98㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため自然潰廃および人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
砂川委員	<p>7月3日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請人は事業を営んでおり、申請地の現況は、宅地として使用され、資材置場として利用されているほか、一部は原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地および人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。</p>
議長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号53番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号54番は整理番号55番と関連していますので一括して審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号54番の申請地は、賀露町地内の田1筆、238㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。</p> <p>整理番号55番の申請地は、賀露町地内の田1筆、13㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
川上委員	<p>6月29日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、給油所敷地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。</p>
議長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号54番および55番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第23号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第23号鳥取市農用地利用集積計画について説明します。 鳥取市長から、令和2年7月28日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められてい</p>

		<p>ます。</p> <p>利用権を設定しようとするものが、新規14件、更新12件、合計26件で、面積は、田43,705㎡、畑24,225㎡、その他1,623㎡、合計69,553㎡です。</p> <p>権利種別の内訳は、賃借権15件、使用貸借による権利11件となっています。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>では、質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>議案第23号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>では、議案第24号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局		<p>議案第24号鳥取市農用地利用配分計画について説明します。</p> <p>鳥取市長から、農用地利用配分計画の案の作成に係る意見決定を求められています。</p> <p>これは、農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第3項に基づき、鳥取市が作成した農用地利用配分計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。</p> <p>今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田63,094㎡、畑6,799㎡、その他13,412㎡。権利種別の内訳は、賃借権27件、使用貸借による権利32件となっています。</p> <p>農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第4項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>では、質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>議案第24号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>続きまして、議案書の報告事項につきまして、質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について</p> <p>(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について</p> <p>(3) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について</p> <p>(4) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について</p> <p>(5) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について</p> <p>(6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について</p>
議	長	<p>その他報告事項につきまして、事務局ありますか。</p> <p>(特になし)</p>
議	長	<p>それでは検討事項がありますので事務局お願い致します。</p>

事務局	失礼します。議案書で送付しておりました。今年度の毎年中部の方である研修大会、こちらは講師の都合がつかないとのことで、農業会議より今年度は延期ではなく中止との連絡が入っています。鳥取市農業委員会として、独自に研修の方を行いたいと考えております。事務局の案としては次の総会の午前中を考えていますが皆様のご意見いかがでしょうか。
	「何がありますか」と呼ぶ者あり
小林勉委員	今日で最後の総会なので一言あいさつをさせていただいていいでしょうか。
議長	よろしくをお願いします。
小林勉委員	農業委員として15年間活動してきました。農業委員会の活躍を祈念して私のあいさつとさせていただきます。 ありがとうございました。
議長	平成29年7月20日から新体制になり、農業委員24名、農地利用最適化推進委員48名の大所帯となり私は途中から会長になりました。思いはいろいろありますが、皆さんの期待に十分に答えられなかったように思います。期待どおりではなかったかもしれませんがご協力いただきありがとうございました。 今回、退任される方が多いのですが心から敬意を表意したいと思います。皆さんに支えられていただき重ねて感謝いたします。来期も会長としてがんばっていかうとおもっています。来期の委員は仕事が増えると思いますがよろしくをお願いします。
山口委員	全部で11期お世話になりました。 ありがとうございました。
大西委員	3期9年間お世話になりました。 ありがとうございました。
家根委員	ありがとうございました。 農地のご意見番として大事な組織であると思っています。 これからも頑張ってください
田中委員	鳥取市に合併してからの委員になりますが、歴代の会長が色々な施策を行ってきました。最初は事務局にファクシミリもなかった、会長の椅子もなく会費で椅子を買ったこともありました。 農家の現場では非常に困難な時期であると思います。一般の人には農業委員会の関係は専門用語が多く理解しづらいと感じています。 今後も組織としてあたっていただきたいと思います。
谷口委員	私が担当する区域ではサルの被害が多いです。用瀬でもサルの被害が多いと思いますが議会で取り上げてもらったことが印象深いです。 今後も頑張ってください。
小林一委員	中立委員として十分な働きができなかったことについて心苦しく思います。そのように優良農地を守っていくのか、どのように協力ができれば農業振興が進んでいくのかといった議論の時間が十分に取れなかったのは残念に思います。
会長職務代理者	退任される方は農業委員ではなくなりますが、今後も農業委員会をしっかりと見守っていただきたいと思います。 長い間、ご苦労様でした。

議

長

以上で令和2年度第4回農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後3時48分